

令和6年度作成

所沢市立泉小学校

育成会会則



目次

所沢市立泉小学校 育成会会則.....	3
第1章 名称及び事務所.....	3
第2章 目的.....	3
第3章 方針.....	3
第4章 会員.....	3
第5章 会計.....	4
第6章 役員及び会計監査.....	4
第7章 総会・運営委員会及び決裁規定.....	5
第8章 組織.....	6
付則.....	6
個人情報取扱に関する細則.....	7
付則.....	9
泉小学校区子ども会育成会連絡協議会細則.....	10
付則.....	12

所沢市立泉小学校 育成会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、所沢市立泉小学校育成会(以下本会という)と称し、事務所を同校内におく。

設立年月日 昭和48年4月28日

所 在 地 埼玉県所沢市大字山口 657

第2章 目的

第2条 本会は、泉小学校育成会会員が互いに協力して、学校と家庭と地域社会における児童の安全、通学路の確保、子どもたちの自主的な活動のサポートをはかる事を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 学校と家庭の緊密な連絡によって、児童の郊外生活を指導する。
- (2) 児童の通学路の安全確保
- (3) その他、目的達成に必要な事項。

第3章 方針

第4条 本会は、教育の向上を旨とする民主団体として活動する。

第5条 本会は、児童福祉のために活動する他の教育団体(所子連・自治会活動)と協力する。又、特定の政党や宗教に関係なく、且つ、いかなる団体の支配・干渉も受けない。

第4章 会員

第6条 本会の会員は、本校に在籍し、通学班に所属している保護者及び生徒とする。

第5章 会計

第7条 本会の経費は、所沢市助成金の収入をもってこれにあたる。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。但し、監査関係上期間を早める可能性もある。

第6章 役員及び会計監査

第9条 本会に、次の本部役員をおく。

- (1) 会長 1名(全地区1名)
- (2) 副会長 2名(全地区2名)
- (3) 書記 1名(全地区1名)
- (4) 会計 1名(全地区1名)
- (5) 児童安全係 2名(全地区)

第10条 校長はすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第11条

- (1) 役員の任期は1ヵ年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、再度選出会を開き、補充する。任期は前任者の残任期間1名(育成会本部1名)
- (2) 役員は任期が過ぎても、総会までその任務にあたる。

第12条 監査役を立て、監査を受ける。

第13条 本会の本部役員及び会計監査並びに育成会会長の選出は次のとおりとする。

- (1) 本年度会計、育成会会長、次年度会計、育成会会長、学校職員(校長・教頭・教務主任から1名)
- (2) 育成会役員を互選会で選出する場合、育成会本部役員の経験者を除外とする。

第14条 役員候補者選出委員会の構成と運用は、選出年度の本部役員、地区育成会役員による。

第15条 役員の任務は以下の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、総会及び運営委員会を招集し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- (3) 書記(事務局)は、総会及び運営委員会の議事を正確に記録し、文書の保管及び庶務にあたる。
- (4) 会計は本会の会計を処理し、運営委員会または、ワクスにて報告する。
- (5) 会計の監査は、その年度の会計を監査し、その結果を運営委員会にて報告する。

第7章 総会・運営委員会及び決裁規定

第16条 総会は、その会の最高議決機関であって、定期総会及び臨時総会とする。

(1) 総会の成立は会員の過半数(委任状を含む)を要する。

(2) 議会は出席者の過半数の同意を必要とする。

I. 総会は毎年年度初めに開催し、次の事項を審議、承認決定する。

(1) 事業報告及び決算報告の承認に関する事項。

(2) 事業計画及び予算の決定に関する事項。

(3) 役員の承認に関する事項。

(4) 会則の改正及び変更、関する事。

(5) その他必要な事項。

II. 臨時総会は以下のいずれかの条件を満たした場合に開催することができる。

(1) 運営委委員会の議決があった場合。

(2) 会員の5分の1以上の要求があった場合。

(3) 育成会会長が臨時開催を必要とした場合。

第17条 運営委委員会は総会に次ぐ決議機関である。

(1) 本委員会は、年度始めに定めた計画に従って開催する。

(2) 本委員会の成立は委員の過半数を要する。

(3) 議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

I. 本委員会の構成、任務は次のとおりとする。

(1) 本委員会は、育成会会長はじめとする育成会本部6名、校長、教師(学年、担任外代表)によって構成される。

(2) 育成会の活動方針の決定。

(3) 定期総会に提出する議案書の作成。

(4) 子ども会育成会の活動については子ども会育成会本部企画。

(5) 細則の決定、その他本会の目的を達成するために必要な重要事項の審議決定。

II. 臨時運営委員会は、以下のいずれかの条件を満たした場合に開催することができる。

(1) 委員の5分の1以上の要求があった場合。

(2) 育成会会長が臨時開催を必要とした場合。

第18条

(1) 総会及び運営委員会は対面形式における会議の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等により、会員に周知の上、議決権の行使が出来るものとする。

第8章 組織

第19条 子ども育成会は、地域における子どもの育成指導の推進にあたる。

付則

第1項 本会則施行に必要な細則は別に定める。

- (1) 子ども会育成会細則の改定は、育成会運営委員会によって行う。
- (2) 運営委員会は細則を制定、または改正した場合は、総会に報告しなければならない。

第2項 本会の次の帳簿を備える。

会則綴・役員名簿・会員名簿・記録簿・会計簿・参考綴

第3項 この会則は令和6年12月1日より施行する。

個人情報取扱に関する細則

【目的】

第1条 この細則は、本会が取得・保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

【責務】

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

【管理】

第3条

- (1) 個人情報データベースは、本会役員が適正に管理する。
- (2) 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が施錠できる棚などに保管し適正に管理する。また不要となった個人情報データベースは、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- (3) 個人情報データベース及び個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、個人情報データベース及び個人データへのアクセスはファイル等にパスワードをかけるなどして、個人情報を見る権限のある人だけが参照できるようにする。
- (4) 本会は、個人情報データベースの取り扱いの全部または一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人情報の安全管理について、委託業者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

【取扱者】

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は役員とする。

【秘密保持義務】

第5条 個人情報データベースの取扱者は、業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。またその役職を退いた後も同様とする。

【取得方法】

第6条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑な育成会活動を行うために次の情報を取得する。ただし、(6)については役員・委員のみ取得する。

- (1) 保護者氏名

- (2) 児童氏名
- (3) 児童クラス
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス
- (7) その他必要とするもので同意を得た事項

【利用】

第7条 本会は、取得した個人情報を次の目的で利用する。

- (1) こども会育成会活動に必要な連絡網および名簿作成のため
- (2) 活動における行事等の案内、参加確認、損害保険加入のため
- (3) 役員・委員の選考選出のため
- (4) 役員・委員の連絡網作成のため
- (5) 通学班編成
- (6) 活動中に緊急事態が発生した場合の安否確認のため

【利用目的による制限】

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報データベースを扱わないものとする。ただし、所沢市立泉小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報データベース及び個人データを共同利用することがある。

【第三者提供の制限】

第9条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。ただし、本会が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱い全部又は一部を委託する場合、当該個人情報を受ける者は、第三者に該当しないものとする。

【第三者からの提供】

第10条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。ただし、事業者でない個人から提供を受ける場合は記録の作成保存は不要とする。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

【情報開示等】

第 11 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。また次に挙げる場合、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供することがある。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体または、その委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

【漏えい時等の対応】

第 12 条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

【苦情の処理】

第 13 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について適切かつ迅速な処理に努める。

付則

この細則は、令和 6 年 12 月 1 日より施行する。

泉小学校区子ども会育成会連絡協議会細則

(以下子ども会育成会と記す)

【目的】

第1条 この細則は、地域における子どもの健やかな育成につとめるとともに、育成会相互の交流を図ることを目的とする。

【事業】

第2条 この会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 子ども会の育成指導に関すること。
- (2) 子ども会育成団体相互の連携提携並びに情報交換。
- (3) 子ども会育成会についての研修。※任意
- (4) 登校班に関して編成に携わる。
- (5) その他、その会の目的に必要な事業。

【組織】

第3条 この会は、この会の趣旨を理解し、賛同するものをもって組織する。

第4条 この会に、本部、地区育成会、ブロック、単位子ども会をおく。

- (1) 地区育成会とは、泉小学校区を4つの地域に分割したものをいう。
- (2) ブロックとは、各地区育成会を必要に応じて分割したものをいう。
- (3) 単位子ども会とは、各ブロックを必要に応じて分割したものをいう。

【役員】

第5条 この会に次の役員をおく。

(1) 会長	1名
(2) 本部役員(副会長2名・書記・会計)	4名
(3) 地区会長	4名
(4) 地区副会長	4名
(5) ブロック長	18名(1. 2地区は各1名・3, 4地区は各2名)
(6) 児童安全係	2名

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は育成会を代表し、育成会運営委員会を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 書記はこの会における会議の内容を記録し文書の作成および保管にあたる。
- (4) 会計はこの会の会計にあたり、運営委員会などその年度の連絡手段において報告する。
- (5) 児童安全係は、通学路の危険個所および児童の安全をはかる。
- (6) 本部役員は前項(1)(2)(3)(4)(5)の任務を行うほか、対外的に事業に関する任務を行う。

- (7) 地区会長は、地区育成会を代表し、地区育成会総会を招集するとともに、ブロック活動並びに子ども会事業を支援し活動に協力する。
- (8) 地区副会長は地区会長を補佐し、地区会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (9) ブロック長は地区会長の連携のもとに、ブロックを支援し活動に協力する。
- (10) 相談員はブロック長を補佐し、単位子ども会の活動に協力する。

第7条 役員の選出

- (1) 選出会前日までに立候補者を募る。
- (2) 立候補者が出ない場合は、選出会にて決める。
- (3) 選出方法は、その年度の役員で話し合い決める。

第8条 役員の任期

- (1) 本部役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第9条 顧問及び相談役員

- (1) 育成会に顧問及び相談役をおくことができる。
- (2) 顧問及び相談役は育成会役員の要請により、会長が委嘱する。
- (3) 顧問及び相談役は会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

【運営委員会】

《事業方針》

- * 会員の声を十分に反映して積極的な事業の推進を図り、予算の効率的な施行に努める。
- * 各部の総合的連絡調整・全体行事の計画と実施にあたる。

《計 画》

- * 定期総会
- * 選出委員会委嘱
- * 学校行事に協力、その他

委嘱(いしょく)とは:

専門的知識を要する業務や役割を外部者に任せることを意味する。

10. この会の円滑な運営を図るために運営委員会をおく。
11. 運営委員会は会長、本部役員、地区会長、副地区会長、ブロック長、PTA会長、PTA本部担当役員、育成会担当教師及び会長の必要と認めた者をもって構成する。
12. 運営委員会の任務は次のとおりとする。
 - (1) この会の運営に関する事項を決める。
 - (2) 各地区育成会相互の連絡調整を図る。
 - (3) 学校及びPTAに関することは相互に連絡調整を図る。
 - (4) 細則の決定、その他この会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。
13. 運営委員会の決定事項のうち、事業及び財政、その他必要な事項についてはPTA運営委員会に報告する。

【会計】

14. この会の経費は次の収入をもってあてる。
 - (1) 所沢市交付金
 - (2) 繰越金

15. 会計年度は4月1日より翌年の2月末までとする。
※ただし、監査の関係上期間が短くなる場合もある

【監査】

第10条 会計を監査するために、校長又は本校職員、今年度会計がこれにあたり、運営委員会にて報告する

付則

第1項 この会の細則の改正は運営委員会によって行う。ただし、学校及び育成会に関わる組織、役員構成については育成会役員の承認を得る。

第2項 この細則は、令和6年12月1日から施行する。

以上